

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成27年1月29日

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから平成27年第1回平泉町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本臨時会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておりますからご了承願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐々木雄一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番、寺崎敏子議員、6番、高橋幸喜議員を指名します。

議 長（佐々木雄一君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日限りと決定しました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第 3、議案第 1 号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

議案第 1 号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、人事院及び岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

以上であります。

以上、提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

議 長（佐々木雄一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 1 号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、平成 26 年 8 月に人事院から国家公務員の給与について、10 月には岩手県人事委員会から岩手県職員の給与についてのそれぞれの改正勧告がなされたことに伴いまして、これらの勧告に鑑み、平泉町職員組合との交渉を行い、その妥結結果に基づき、本条例の一部を改正させていただこうとするものでございます。

それでは、参考資料により説明をさせていただきます。

議案第1号の参考資料をご覧いただきたいと思います。

初めに、1ページをご覧ください。

勤勉手当の率の改正でございまして、第1条では、平成26年12月に支給されます勤勉手当の率を規定してございます。

第20条第2項第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の率を、現行のアンダーライン部分100分の67.5から100分の15引上げまして、改正後案のアンダーライン部分の100分の82.5に、また、第2号では、再任用職員の勤勉手当の率を、現行のアンダーライン部分の100分の32.5から100分の5引上げまして、改正後案のアンダーラインの部分100分の37.5にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、参考資料の2ページから6ページまでの別表第1、第4条関係をご覧いただきたいと思います。

給料月額を改正でございまして、再任用職員以外の職員の給料月額を平均で0.3%引上げ、現行の表から改正後案の表のとおり改めようとするものでございます。

次に、参考資料、最後のページ、7ページでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

第2条では、平成27年6月以降に支給されます勤勉手当の率を規定してございまして、先に説明いたしました平成26年12月に支給される勤勉手当の引上げ率100分の15を、平成27年6月以降、毎年6月と12月に支給される勤勉手当の率に均等に割り振ることとされておりますことから、第20条第2項第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の率を、現行のアンダーライン部分100分の82.5から改正後案のアンダーライン部分100分の75に、また、第2号におきましては、再任用職員の勤勉手当の引上げ率100分の5を平成27年6月以降、6月、12月に支給される勤勉手当に均等に割り振ることとされておりますことから、現行のアンダーライン部分100分の37.5から改正後案のアンダーライン部分100分の35にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、附則第1項では、本条例の施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。

附則第2項では、改正後の平泉町一般職の職員の給与に関する条例、別表第1の規定を平成26年4月1日から、同条例第20条第2項の規定を平成26年12月1日からそれぞれ適用させようとするものでございます。附則第3項では、平成26年4月1日から施行の前日までの間における異動者の号級の調整を、附則第4項では、施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号級の調整を、附則第5項では、給与の内払いを、附則第6項では、この条例の施行に関し必要な事項の規則への委任をそれぞれ規定しようとするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

町長に伺います。

この給与に関する条例提案については、まず説明不足であったことが残念でなりません。町民の感情である職員の資質問題とまた給与の値上げについて、今後、行政運営を含めてこの条例案の提案理由を、町長の思いをここで伝えていただきたいと思います。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、寺崎敏子議員のご質問にお答えいたします。

12月17日の12月定例会におきまして、この案件が否決ということに至ったことについては、私の議会に対する、また、町民に対する説明の不足と痛感いたしております。その際の議場での審議の中でも、ご質問に対し誠心誠意答弁させていただいたと自分では思っておりますが、それが理解に至らなかったということについては十分反省いたしておりますし、なおかつ、その後、議会の皆さんにお願いいたしまして、説明する機会を二度ですね、開いていただいたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

まずはただいまの質問であります。自分自身も議会で7期お世話になって参りました。その皆さんと、そして町民の思いと、いろいろそのことは十分承知でありますし、私は今の立場でそれを変えていく、それをする、そういう責務にあると思っております。そのためには、ただいまの給与体系はいずれにいたしましても、30年、40年、皆さんご承知のとおり、人事院勧告に準じてであります。労使の交渉に基づき、そして議会にご提案し、そして決定されてきた体系であることでもあります。そのことをまずはご承知願いたいと思います。

しかし、市町村合併があったり、いろいろな国の情勢等で大分状況も変わってきたことも確かであります。そういった中で、今、アベノミクスがささやかれている、国では元気を出していると言っているが、更に、やはり地方においてはその感じがまだまだしていないという中であっての12月の衆議院選挙でありましたけれども、現政権がそういう意味では大勝したという形にはなっておりますが、しかし、我々の経済、地元の経済はそういう状況に至っていないことも事実であります。そういったことも、更には年に一度、4月ですね、4月1日を基準としたラスパイレスを、県下のラスパイレスの状況が新聞等でも報道されておりますが、町村にあっては、平泉町は今、1番ということになります。そういったことを踏まえていきますと、そのラスパイレスの改正について、やはり具体的にやっていかななくてはならないというふうに思っております。

そこで私が今、就任させていただいたわけですが、それを今、私が取り組んでいかななくてはならない重要な課題だと思っております。その中では、労使交渉の中でもお願いもしていきますし、また、その中で今後積み上げていく大きな課題だと思っておりますが、いずれにいたしましても、私の重要な政治課題でもありますし、もう一つは、やはり町としても一つの課題だと思っております。というのは、やはり職員の皆さんも一生懸命こうして働いていただいておりますし、いろいろと

自分たちの考えも前面に出しながら、私の方にもいろいろと提案をしていただいたり、そして鋭意努力いたしておりますし、私自身も就任当初から、とにかく楽しくなければ職場ではないと、やはり楽しい職場から、明るい職場から、やはり町民に対してのサービスもきちっと提供できるのであると。その中では、まず職場から変えていこうということ、今までが悪かったということではなく更にという意味であります、その先頭に立ってやります。そういう意味では、人事管理は私にありますし、労働者側は私としか交渉できません。そして、私はその中で、やはりきちっと現しながら紳士的に向き合い、交渉を進めて参りたいと思います。

ご承知のとおり、ラスパイレスは手当てとかそういったものは全く含まれておりませんし、本旨で変えていかななくてはならない部分であります。しかし、30年、40年と長い間、培われて議決して、こうしてできている今の現行を変えるには、やはり単純に1年とか2年では変わっていかないと思います。しかし、それを進めるには、やはり徐々に進める、そういう努力を私は私の任期中にやる覚悟しております。それは、やはり交渉事ですから、ではそれをできなかったのではないとか、やっていないのではないかということではなく、私はやります。それをなおかつ、紳士的に交渉を進め、そして議会の皆さんにもご説明申し上げ、そしてご理解いただきながら議決をいただき進めて参る所存であります。

前段でも申し上げましたが、やはりこうした給与条例が出るたびに、あの職員はどうもあいさつが悪いか頭を下げないとか、いつもそういったところに町民の目が向いてきたり、高い高いということだけがどうもクローズアップされて出てくる。それは、私たちというより労使もですし、町民にとってもこの案件が出てくるたびに、やはり町民の中でそういう感情が一層出てくるということは、非常に町に対しても私は大変なマイナスだと思っております。

私、ここに8月27日に就任させていただいて、今、皆さんのお力添えで何とかこの5カ月させていただきまされたけれども、本当に一生懸命やっている職員に対して、私ももっとこうだ、こうだと言いながら、各課を歩きながらいろんなことを話したりあいさつしたり、そして私の部屋に決裁をいただきに来るのですが、その時ただ判子をつくだけではなく、声をかけながら、まず頑張ってもらおうと、では頼むぞとかですね、そして自らやっていかないと、やはり職場というのは口で語るばかりでなく自分が、やはり親の背中を見て生きるとよく学ぶと言いますが、まさしく私自身がそういうものをしていかななくてはならないと思います。そういった意味では、今後は更に現在、職員の持っている能力を限りなく発揮できる、そういう体質を更に構築するように、今、国では地方創生を言っておりますが、まさしくその地方創生に取り組むためにも、まずは職員の創生を、再生を図って参りたいというふうに思っております。

いずれ、この給与条例が出てくるたびに今のようなことを繰り返さないように、町民のそういった発言が出てこないように、やはりそういった部分でも、私は今のこの任期中できちっと方向を示すことがこの町としても新たに出発する原点だと思っております。そういった意味では、責任を持って紳士に向き合って交渉もしますし、議会にもそのことをご説明申し上げ、議決を賜りたいと思っておりますし、なおかつ、一番の主役であります町民に対しても、今後6月、7月頃になると思いますが、町政懇談会もさせていただきたいと計画いたしております。その中でも十分説

明責任を果たして参りたいと思いますし、なおかつ、そのことによって町民にも、皆さんでやはり一緒になって協働のまちづくり、そしてチーム平泉に皆さんで参画していただいて、参加していただけるような、そういうまちづくりを進めたいと思いますので、なお一層ご理解を賜りながら審議賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

町長の胸の内を聞かせていただきましたけれども、もう少し質問させていただきます。

地方公務員法の第24条の中で、給与、勤勉手当というところがあります。職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないということがございます。町長、今ずっとお話しされてきましたが、当町の職員は地方公務員なわけですね。どうも国家公務員と間違っているような雰囲気があるのではないかとという町民からの声も聞かれますが、やはり当町の職員はあくまでも地方公共団体の事務を担当し執行する行政サービスであります。それをしっかり分かっていたいただきたいというところをいつも感じるわけでございます。

それで、職員が、今町長も話したように、一概にはいかないと思います。やはり時間はかかると思います。長い間の体質があるので時間がかかると思います。それに声もかけていただき、そして研修するという、研修して学ぶ、町民とのどのような対話をするかということも含めて、そういうことを個々の能力を伸ばして、町民に見えるような形に改善していってもらえれば町民にも理解していただけるし、その先頭に立って町長は努力していただきたいし、大いにその辺は期待するところがございます。

次の質問でございますが、24条のところの3項というところにあります。ここは、職員の給与は、生計並びに他の地方公共団体の職員並びに民間賃金の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとなっております。人事院勧告だからということで今まではずっとその辺は表立ったことはなかったのですが、職員の給与は地域の民間賃金との格差が的確に反映されているのかというところをもう一度ちょっとお尋ねしたいし、また、年功的な給与上昇の抑制、それから勤務実績の給与への反映といった人事制度の整備など、人事院勧告に基づいた給与構造改革の実施を今後計画的に考えていかれるのかどうかも含めて、この2点お願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

最初の1点目の公務員給与の水準というようなことの方でございますけれども、今、議員申し上げられたとおり、地方公務員法第24条第3項には、生計費並びに国及び他の職員の給与、他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の条件を考慮して定めなければならない。ただ、基本的な考えとして、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用するべきであり、人事院等の専門的な体制によって制度を設計されている国家公務員の給与制度を基本とすべきであると。それに加えて、給与水準等については、地域の民間給与をより重

視した均衡の原則を適用すべきであるということでございます。

それで、今回の給与制度の改正につきましては、町長が先程申し上げましたとおり、交渉にあたっては人事院の勧告を適用させていただいて、主にですね、内容を適用させてやったところでございます。ただ、岩手県の人事委員会の勧告につきましても、同じ地場という形で岩手県の給与の勧告を参考にさせていただければ、国の勧告とまさしく同じ平均で0.3%の引上げの給与、月例級の改正の勧告でございます。そういうことから申し上げますと、平泉町独自で、自治体独自の給与制度をそれぞれ調査する期間は持ち合わせていないということもございまして、いずれ、今までも人事院並びに県の人事委員会等、それぞれを参考にさせていただきまして交渉事を進めまして妥結、妥結をもって条例提案というふうな形で進めていたところでございます。今回の交渉の内容につきましても、給料につきましてはその勧告の結果に基づきますと、地元、地場給与との差はない、地場給与を反映している内容の改正であるというふうに認識はしているところでございます。

それから、今後、人事給与にかかわる評価等を踏まえた、給与にも連動した形の構造改革等というようなことでもございますけれども、地方公務員法の改正に基づきまして、平成28年度から人事評価と給料につきましては、連動すべきであるというふうな形の改正がされているところでございます。これにつきましては平成27年度から施行と、それからそれらのマニュアルづくり等につきましても取り組みまして、平成28年度以降からは、そういう法改正の趣旨に則った内容で適用していくような形で進めさせていただきたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

最後になります。それで、説明会を2回していただきましたが、その説明会の際に、この人事院勧告は、国の人事院勧告を平泉町では準じていると、岩手県内ではほとんど県の人事委員会の方の水準に合わせているということを説明されました。今後、国の人事院勧告の方なのか、県の方を指針にしていくのかということは、そういうことははっきりと言えないものなのではないでしょうか。それとも、どの方向性に今後持っていくかというようなことが、やはり町長の頭の中にあるものかどうかということも含めてお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今まで、従来もですが、いずれ県の人事委員会にしたり、国でやっていた今の従来の流れでは、その時の労使の間で交渉して、そして議会の議決をいただいたというふうに思っております。そういった意味では、今後は、国のとか県のとか、どちらに一方的に合わせるということは思っておりません。ただ、その時の情勢とか、従来もだったのですが、そういった時の情勢とかいろいろ

あったと認識しておりますが、それに準じながら交渉されていくと思います。ただ、今、国を出して、今回、県も手当の分で違っているわけで、県も国の人事院も給与法は同じ0.3ですね、0.3でそれをどちらを取るかというのは、どちらで交渉したかというのはまた自治体によって違うと思います。結果的に今、出ているようでありませけれども、いずれ今、国で出ているのは今回0.3であります、4月以降、0.3の上げですけれども、今度は2.0の下げを国の方は出しております。2.0を下げるということなのですが、私は今回の0.3の上げもですが、平泉町の方がラスパイレスもそういう意味では県下の町村で一番あるということは常に指摘されておりますし、そのとおりでありますので、まずはそういったところから、長い時間かかるとは思いますけれども、手がけていかななくてはならないと思います。そういった中では、今後ここ3月定例会に是非提案したいと。労使との交渉も紳士に、その前段にあるわけですが、国に合わせて、上げる時もそうですけれども、下げる時もやはり人事院の勧告に準じながら進めてきたということも当然、今私が皆さんにお話ししたとおりでありますので、その部分についても鋭意努力して参りたいという覚悟でありますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

それでは、町長に質問させていただきます。

昨年の12月定例会の17日の最終日のところで、議会として今回、この条例を否決したことになったわけですが、この給与条例に関しては、今までの平泉のラスパイレスのことについてもですが、長い間の流れの中でどうしても高くなってきたという経緯については分かっているところではあります、今までのそういった判断、財政の比較、分析、そういった中で、給与制度改革の導入が1年遅れた、あるいはやはりほかの自治体に比べて高い値であるという形のもので続いてきているということで、今回、県が出した人事委員会の勧告の中で民間給与、国もそうなのですけれども、民間給与との比較からその格差という形で千何がつという差があるということで0.3%ということになったようなのですけれども、その民間感覚というところが私たちににとっては非常に理解しがたいというところでありまして、私たち議会にとっては、納税者の利益に準じて活動して、権力者である町当局に対して、納税者の利益のために議会は働くのだという考えだと思いますので、そのところはやはりまた改めて考えていただきたいと。

そして、先日、報道機関の中でも、このことがまた新たに本日の臨時会の中で同じ提案をなされるということに関していかなものかという意見が多く出たということが新聞紙上に出たわけなのですが、町長は職員の方に向けた考え、もちろん、先程、町長が長くお話しになりましたとおり、職員の綱紀粛正、あるいは今後、働いていただくと、そういったことで時間をいただきたいということは分かるのですが、町民の側に立っているのか、私たちは町民の代表としての議会でございますので、町長がどちらを向いてこの平泉町の行政運営をしているのかと、そのところの考えを伺いたいと思います。このことについてよろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

町民側であるか職員側であるかという大きなご質問かと思いますが、私は当然、町民の代表ですから、町民の利益というよりも福祉向上のために私は今やっておりますし、職員は私の指示によって動いております。そういう意味では、どちら側というよりも町民全体の福祉向上のために私は日夜仕事をさせていただいていることをまずお話しさせていただきたいと思います。というのは、先程も説明いたしました、この条例案件が今までもずっと、皆さんも議会でずっとご審議されていてご承知のとおり、このことが来るたびにラスパイレスのことが出て、そして県下の町村では一番高いというようなことで、一体ラスパイレスとは何だと言いながら、それもずっと説明と言っても、町民全体に行き渡るくらいの説明を本当は一人ひとりやれば一番いいのかもしれませんが、まず、そういったところからやはりやっていくためには、一つのルールを踏みながらやっていかななくてはなりません。これは議員の皆さんはご承知のことと思います。そういった中で、仕事もしていただきながら、なおかつ福祉向上のためにやっていただくということになると、当然それなりの説明は十分果たしていかなくてはなりません、しかし、単純に組合のない一企業であれば、今まで、例えばの話ですが、5,000円支払っていたものがちょっと会社が大変だから来月から4,500円にしてくれということではできると思いますし、ある意味では、とても私は分からないから、ではあなただめだから、それで嫌なら辞めていけと、そんなわけにも当然分からないというも分かると思います。

そういった中で、少なくともこの条例が出てくるたびに町民同士が、職員と町民、町民と議員、そして町長という、そういう肩書きのある方々がお互いに、議会も何やっているのだとか町長は何やっているのだ、職員がどうのこうのというようなことが常にやはり出てくることは、やはり町としてはいい形ではありません。そういったことによって、歴代の町長の方々も議会も取り組んできたと思いますが、更に私は今これをやらないと、むしろ今回の皆さんの、12月に議決いただいたことによって更にその意を強く持ったのであります。今までなかったのを強く意を持ったのではなく、そのことを踏まえながら、更に私も就任させていただきましたし、そこは根本に変えていかないと、やはり町が一つになっていかないと、私を痛切に思っている一人です。そういった意味では、今その立場になっているわけですから、ただ、このことは交渉事でありますので、相手があることであります。その辺が、もし議会の皆さんにすれば、その辺がはっきり分からないというかもしれませんが、しかし、相手があることですから、約束すれば必ずやることなのですが、やはりそれは紳士に向き合って、交渉を先頭に立って、もちろん私ですが、やってまいります。そういう意味では、そのこともきちんと町民に説明する必要があると思いますし、ご理解をいただきたいと思っております。つまり、そういうルールの中で進めるということは、やはり皆さんの、また、町民のやはりご理解も後押しもなければできないことだと思っておりますので、何とかご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれ、同じことを毎年、毎年やはり繰り返すことは町にとって、少なくとも全体にとって不

利益なことだというふうに思っております。それをやはり変えていくためには、私の今、3年何カ月、任期あるわけですけれども、それを私がやっていかないと、次の代の先頭に立つ人もまた同じことを繰り返していったのではこの町は私は不幸になると思います。そういった意味では、一つの経過の中で今回はこの案件でありますけれども、また3月定例会には今度2.0に、交渉次第でありますけれども、それに向けて次の段階に踏み出して参りたいと思いますので、どうぞご理解を賜りたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

町長のこれからの、平成27年4月1日以降にそういった形を出されていくだろう国の勧告、そういったことも今触れられたわけなのですけれども、平成25年の当町において、国の国家公務員の7.8%の引下げに関して、平泉町がそのところを取り組むのかと私が質問したところに対して当時の町長は、これは権利の侵害だと、各独立性ということ答弁された覚えがあるわけなのですけれども、平成27年度以降、そういった形の0.3%に比べて2%という大きな引下げということを今、話されましたが、それは3年の経過措置を、激震対策としてということ聞いておりますけれども、そこを含めて取り組みのところを、もちろんこれは労使交渉ということで労働基本権の制約があった上での勧告ということなんでしょうけれども、そのところは、具体的にところはこういった交渉するつもりかをお伺いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれ、先程、総務企画課長も申し上げましたように、平成28年ですか、人事評価が今後出て参りますので、そういったこと等も併せながらやって参りたいというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

最後になりました。3回目の質問になりますけれども、昨年、やはりこの条例という形で5番議員からも質問があったところなのですけれども、やはり条例という形で、賃金という形で平泉にとっては非常に重要な案件であったと思うのですけれども、その出され方について、やはり安易だったのではないかというふうに今考えているところなわけですね。そこがやはり平泉にとって職員との関連、そういった中で町長も努力されたとは思いますが、今後そういった、あの時点で平成27年度以降のことも勧告の中に出ているということも見据えながら、もちろん説明できるところとできないところはあったのでしようが、やはりそういった丁寧な説明が必要だったのではないかと。そうなった時に議会として町民の声を聞くと、声を上げていくという立場から、やはり議会としてはそこをきちんと把握した上で議決していくという、そういったことが双方の町民、あるいは当局との関係を今後うまく持っていく上で、やはり考えていかなければな

らないことではないかと思いますが、最後にそこを伺って終わりにしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

前段で申し上げましたように、大変説明不足だったといったことに含まれるわけですが、いずれ今おっしゃったように、今後更にそういった情報をきちっと出しながら、いずれ新聞紙上等でも報道も既にされておりましたし、議会前にも皆さんにその案件については、私どもとしても早めに議案書を皆さんにお示ししておりましたし、そういった意味ではご理解いただいているのかといった部分も安易に思ったこともあったと思います。そういった意味では、今後はそうとはありながらも、提案する側としてそういった部分を特に気を付けてご説明を申し上げて、ご審議いただくようにしたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

昨年の12月定例会において、人事院勧告によって職員の給料の引上げの問題が提案されたところでありましたが、いずれ否決をされたということになったところでありました。いずれ、新年度、2015年、今年も臨時会が招集されたところでありまして、内容は全く同じだということで、再提案をされたということはそのとおりであります。町長、若干理解しにくい分が私もあって今質問しているところではありますが、町長はどのように考えて提案したのか分かりませんが、大変理解に苦しんでいるところでもあります。町長、先程、本人も言っていましたように、長い間、議員として、あるいは議長として尽力してきたものと思っておりますことから、議会の決定について町長はどう受けとめているのかと、時間をかけて何回も説明したから理解を願うということを行っています。なかなか理解できないと。

町民は12月の定例会の結果を、よく議会が判断して否決したのだというように言っている人も数多くございます。それを、否決されたその問題を何の訂正もしない、修正もしない、そのまま再提案をしたという、そのことが私は理解に苦しむのですよ。本来であれば、仮にですよ、0.3が0.4でもいいのですよ。0.2でもいいのですよ。否決されたというそのことを町長はいかに考えているかということが理解できない。そのまま説明して納得を得たいという気持ちは分からないわけではないが、そのことが議会として本当に正しいやり方なのか、議決というのは何なのかということなのです。私から言わせれば。なぜそのまま提案したのか、あるいは一つは否決されたあとに、これではだめだと、議会に否決されてしまったということにおいて、組合との交渉なりをした経緯があるのかないのかということをお聞きをしたい。

それから、議会の議決というものをどう考えているのだということがどうも不思議でならない。先程も言いましたように、議員も長くやられ、議長も2期、途中で辞めましたが、そういう経験者が、訂正もしない、そのまま提案をしたということは、私はどうも理解ができないのですよ。そのことは組合との折衝なり、いろんなことをしてあったのか、それはこれから答弁いただきま

すが、やはり本来は訂正をして提案して議決をいただくというのが議会としての筋だし町長としての提案の仕方だと私は思います。間違っていたら指摘してください。これは私の私見ですから、それは町長の判断次第ですが、いずれ、そういう何かちょっと、私は前回賛成しました。それを反対するという意味でも何でもありません。賛成した者として今回の提案はおかしいのではないかとということで私は今、質問しているところでありますから、是非その辺を踏まえて、よろしくご答弁をいただきたいと、このように思います。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

最初に第1点をお答えいたしますが、正式ではありませんが、町長室においていただいて、お話をさせていただいたのがそれであります。そして、もう一つは、次にその議決の重さは当然、今議員がおっしゃるとおり、大変重いと思っております。ただ、私は今まで、今回、国に基づいて、準じてやって、ある意味でこれを今回0.3に上げますけれども、次に2.0下げるのに私は交渉の中で、今その交渉が始まっている、年内にもそのことは、次はそうだとすることもお話しさせていただきましたし、それにやはりまず大きく人事院勧告が2.0出ているわけですが、それにやはり突き進むためには、県の方でやりますと、県の方は2.0の下げは今後やっておりませんし、当時ですね、考えで今も出ていないと思っておりますが、そうすると0.3をただ上げただけで過ぎてしまうと、更に国の人事院は下がりますから、当然基準が下がりますから自動的にラスパイレスは上がります。そういう意味では、ここ、まず従来、人事院に準じながらやってきたことについて、やはりきちんと交渉の中で、私もここ就任させていただいてから12月に提案するまでに三度交渉させていただきましたが、その中でもお話ししているところであります。当然、そういった意味では、次に進むためにもここをまず、今、交渉で妥結したものを、とにかくこれを進めなくては次には進めないと、そして将来出てきます人事評価、そして、更にラスパイレスをやはり現実的に下げるには、やはり毎年の年ごとの昇級以外にも、いずれ勤務評定に伴う昇級を基本的なところで変えていかないと変わらないのですと説明するのもおかしいですけれども、お話しするのも皆さん、ご承知のとおりですが、そこをやはりやるためにも、もう少し時間をくださいというのが意思でありました。そういう意味では、議決を軽く見たのではなく、逆に皆さんの、このままではだめだよということを強くおっしゃっていただいたものと私は思っておりますし、そう感じております。そういう意味では、その責任を果たすためにも、何とかこれを今回通していただいて、そして次に向かう第一歩にさせていただきたいというのが私の思いでありました。決して議会の議決を、またこれが0.3ではなく0.2にできるとか0.1にできるかという、その給与表そのものから簡単に0.2にしますから、0.1にしますからということにならない部分もありますので、何とかご理解いただきたいということでご説明をさせていただいたところであります。

議長（佐々木雄一君）

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

いずれ、採決をするということになります。私たちが議員は議決をしなければならない義務もありますし、あとは議員の判断となるわけですが、本当は議長にちょっとお聞きしたいことがあるのですが、その議長席にいる議長に質問はできませんから、若干、その席を降りていただけませんか。

議長（佐々木雄一君）

それでは休憩にしたいと思います。よろしいですか、千葉議員。

9 番（千葉勝男君）

はい。

議長（佐々木雄一君）

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時23分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

そのほか、質疑ございませんか。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

この給与条例に対しては再提案ということでございますが、前段の同僚議員がいろいろ質問されました。そこの重複する分があるかもしれませんが、まずもって今、最後に勝男議員が話したように、否決問題について再提案というのは、議会の議員、これは言葉があれですが、議会軽視というものにつながるものではないか、どうかということで、私は本当に、なんか自分自身も否決になった、まして説明だけで納得しなさいというものについてはちょっと煮えきれないということで立ちましたが、そこで、ではそういうことで質問しますが、5番議員も話しましたが、給料改定ということの条件というか、改正の決定に絡む、この条件というか、これ三つほどありますね。これは根拠法令、地方公務員法第24条3項については寺崎議員がお話ししましたが、そのほかにも職務給の原則と、職務給の原則というのは、この給与決定には欠かせないものを三つほど言いますが、職員の給与は職務と責任に応じて決定されると、これは根拠法令、地方公務員法の第24条第12項にあります。それから2番目、先程言ったものと重複しますが、職員の給与は生活費や民間企業の賃金、他の公務員との均衡等を考慮して決定されると、これを、要するに均衡の原則と言います、均衡の原則。これは根拠法令、地方公務員法第24条第3項ですね、それからこれは一般的に言っている、三つ目は条例主義と、職員の給与は条例を定めなければならない、また、法律や条例に基づかずに支給してはならないとあります。これは該当、該当というかそうですね。

そこで、この職務給の原則の中で職務と責任に応じてとありますが、このことについて、職務と責任、この評価というのはどのような見方、百分率とすれば職員のそういったものについてどのような見方、百分率でどのようなパーセントで見ているか。それからもう一つは、均衡の原則で民間企業との賃金、先程話しましたが、それと他の公務員との均衡、これは民間企業との賃金、これは岩手県の民間企業、国の企業、50人以上の企業、これに基づいてデータを出したかどうか、データを出すということでございますが、そういうことで、これは民間企業の平均給与をどのようにして扱ったか、平泉の平均給与というのを考えたことあるかどうか、平泉の平均給与との比較、この決定3%は、要するに岩手県の人事委員会の勧告も約3%ですね、0.28ですが、1,015円、これは50人以上、487者だったか、いずれそういう業者の平均をとって差額、民間の平均が36万8,907円、職員は36万7,892円、この格差が1,015円、要するに3%と、約平均で、こういうことで、これは岩手県の平均、国も同じですからですけども、では平泉の平均給与はどれくらいか、平均給与との誤差、1,015円を、これは民間より少ないということで上げよう。私は、これは平均ですから修正すべきだと思いますよ。修正あってしかるべきですよ、平均ですから、岩手県の。

それから、もう一つですが、これについてお尋ねしよう、平均給与との誤差を教えてくださいということでこれ一つね、1点。それから、もう一つは、今までの何年間に人事院の勧告がありました。これは人事院勧告と岩手県の人事委員会の勧告とあります。私の調べでは、平成17年から、これは平泉がどういう動きをしているか教えてもらうことですよ。平成17年には国の人事院ではマイナス0.36、平成18年はカット、ちょっとメモしてくださいよ。平成19年は0.35、平成20年はカット、平成21年は0.22、平成22年はマイナス0.10、平成23年はマイナス0.23、平成24年はカット、平成25年もカット、平成26年、この間0.27、これを0.3と置き換えられたわけですが、では岩手県はどうかということで、平成17年は岩手県の人事委員会ではマイナス0.35、平成18年はカット、平成19年は0.17、平成20年はカット、平成21年は0.84、平成22年は岩手県はカット、平成23年は0.37、平成24年はカット、平成25年カット、平成26年は0.28、要するに0.3ということになります。

では、平泉でこれに対して、この間、ある説明会では、人事院勧告に沿ってやるのか、岩手県人事委員会勧告でやるのか、都合のいいことやるのだろうかと私言った経緯あります。今日は町長は前向きで、国もやるけれども、岩手県も参考にしたいと、こういうお話が今日は出ました。2%というマイナスが4月1日からある。そこで、平泉の平成17年から平成26年の国と県との誤差をお示しください。どのような動きで今までやってきたか、過去30年、40年で、この対応。下げたり上げたりの動向をお知らせ願いたい。それをまず2点目でございます。

それから、いろいろ町長も前向きで将来のことをお話ししておられました。大変これについては我々も真剣に取り組んでいるということで評価するところであります。ただし、やはり重いのは議会軽視というように、議会で否決になったものを再提案して、これはただ説明しただけだということではちょっと逃げ切れない、それについてもう一回ご答弁をお願いしたい。その辺のところをお願いします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

私の方からは3点目についてご答弁させていただきます。

議会の皆さんからは議会軽視という、今、阿部議員から議会軽視ではないかというご質問を受けましたが、全く私は議会を軽視しているつもりはございません。ましてや、皆さんにいただいたそのことをむしろ胸に刻んで更に実行していくという、皆さんの思いを、皆さんの思いは町民の思いでありますので、それをきちっと進めていく新たにまた覚悟をしたところであります。そういった意味では、今回それを進めていくためにも、このことを是非もう一度、そして二度お願いして、そういう機会をつくっていただき、そして丁寧に説明させていただいたところであります。決して議会軽視とかという思い、町民軽視を思っている、そういうものではないということだけはご理解いただきたいというふうに思います。

1、2番については総務企画課長の方からご答弁いただきます。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めに、1番の質問でございました。先程、阿部議員から申し上げられたとおり、地方公務員の給与制度につきましては、先程の給与決定の根拠をそれぞれ各法で示されたとおりでございます。その中の職務職階でございます。これについての平泉町の評価に対するパーセントということでございますけれども、これにつきましては、平泉町では行政職1表の給料表、国ではその行政職1表の給料表が1級から10級まで、それぞれの職務職階に応じてございます。平泉町はその1級から10級までである中の1級から6級までを採用させていただいております。その中に、職務で言えば主事、主任、主査、主任主査、それから課長補佐、副主幹、主幹、課長という形の職階がございますので、それらの職階に基づき1級から6級をそれぞれ割り付けるものでございまして、割り付けた中で、簡単に言えば、1級であれば主事、2級、3級であれば主任とかという形の割り付けをしているわけでございますけれども、それについての割り付けにつきましては、経験年数、また、更には研修等の受講等の成果を踏まえた中で、それぞれの級のその職域に昇格をさせますし、それからその昇格の中でも、毎年度の評価的な形で昇級をさせていくというような内容での給与制度になってございますので、いずれラスパイレスの関係につきましては、それぞれの職階の昇級をさせる中で、評価段階での給料表の格付級を上げる段階での各自治体の差異がございますので、それに伴ってのラスパイレスが県下の町村では一番高いというような形の状況をつくっている原因となるものでございます。

それから、平均給与の比較ということでございますけれども、これにつきましては、当町も含めまして全国大方の市町村におきましては、給与制度を調査する機関を持ち合わせてございません。いわゆる人事委員会でございます。その人事委員会がないということを鑑みまして、国の人事院、または県の人事委員会の勧告を参考にさせていただいて、給与水準を交渉する際にあつ

て、それらの勧告いただいた水準をもとに交渉させていただいているというような結果でございますので、いずれそういう調査機関を持たないというようなこともございまして、平均給与の比較というものはしてございません。ただ、平均給与につきましては、毎年、毎年、公布されてございます。その中での比較というふうな意味合いでは、平成26年度の4月の月額額の岩手県の平均は43.9歳で33万2,900円に対して平泉町におきましては40.8歳で、今のは平均給料でございますね、平均給与は岩手県が36万1,627円に対しまして平泉町は33万9,695円、これはあくまでも平均年齢でやっておりますので、それぞれの自治体で採用しております職員の年齢構成によってこれは全てまちまちでございますので、その年齢に対しての給与というようなことでございますので、一概に比較ができないという状況でございますので、それにつきましては、これ以上の公表されている比較対象とする資料はないということでございますので、ご理解をいただきたいというふうなことでございます。

もう一つ、過去における給与水準の推移でございますけれども、これにつきましては、私の手元には平成11年度からのものしかございませんけれども、過去における給与の水準につきましては、全て国の勧告に基づく給料表の改正だったり何なりについてを参考にさせていただいたところでございますので、その条例提案をして議会で議決をいただいた年度につきましては、その各年度の中で若干差異がある年度もあるかと思っておりますけれども、今までの水準につきましては、国と同じ給料表の水準、給与、それぞれの手当てにつきましては、町内で条例の中に規定している手当て等の水準で推移しているということでございます。基本となるものは国が示している給料表ということになってございますので、その水準でそれぞれの各年度によつての議決いただいた時期が違ふことありまして、全くイコールというふうな時期での制定ではございませんけれども、同じような形の中での推移をさせていただいているということでございますし、岩手県においても給料表については同じように推移をされているかと思っております。ただ、期末手当とか勤勉手当の関係につきましては、国と県では差異があるというのは承知しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

説明ありがとうございます、ちょっと矛盾しているところであります。指摘します。今の答弁の中で、今、町長の3番については分かりましたが、分かってというか、その話しましたが、まずね、私言いました職務給の原則、職務と責任に応じた決定、この評価、これは平泉には人数が少ないから、役職は、他の市町村で違って、大きい市町村ではいろいろ部長あったり次長あったり課長あったり、いろいろあります。ただ、平泉町では部長というのがありません。主査、主任あって課長とか、利用の仕方があるのではないかとということで、私、これは例として他の市町村と話語りしますと、平泉は格付があまりない、もちろん小さい自治体ですよ。その給与表の利用の仕方、俸給表の使用の仕方、これについてどうかという、みんなで話、話語り、それについ

てをお話ししているのです。その職務という、職務に合った決定をされているかということです。

それから2番目に、先程、平均給与、平均給与は例えば農産物を決める農業委員の農業者の給与、そういった給与だけで、法人の給与というのは取ろうと思いませんか。平泉の分ですよ、法人とか民間企業の給料いくらもらっているかということは、それは無視しますか。平泉、いずれ国とか、いつも岩手県の全町村で平均だけに頼っていきますか。平均給与、先程月給で言いましたが、何で手当を含めたと、資格を月例級と一緒にした比較表でお話ししないのですか。私、平均、平成25年で全市町村のものを私なりに、この間、総務の方にも渡しましたが、職員の平均給料というものの全部、岩手県で取りました。平泉町は、平成25年ですよ、4月、37万2,600円になっているのではないですか。これから下げましたか。そうしたら、これは447業者、岩手県の3%のこれでは1,015円、3%上げた根拠というのは民間が36万8,907円、岩手県の市町村の平均が36万7,982円と、それで1,015円足りないから3%の勧告で上げた、平泉が37万2,600円になっているのではないですか、3,093円プラスですよ、これでも。そうしたら、今、町長が前段で2%を4月1日以降に考えられるということではありますが、いずれ1,015円を常に平均で上げていくと、修正しないで。各々市町村によっては違うのではないですか。それを修正するのが自治体ではないですか。財政の力とか様々の部分でね、それは議会にかけて、いや、我々が決定して同意したのですから、これはそういう年月は経て来たのだから、今や少しぐらい見直ししたらいいのではないかという観点でこの間、否決なったのだらうと思います。

そういうことで、今聞きたいのは、平均給与のベースを37万2,600円、その差はいくらですかと聞いているのです、私は。それも出せないのですか、その誤差は。平均給与、平泉町職員の平均給与はいくらですかということです、受け取っているのは。それとの誤差はどうですか。意味分かりますか。私、他の市町村の均衡について質問しているのです、これ。その他、公務員の、公務員と均衡ね、他の市町村で均衡を図れと書いているのではないですか。これ3回しか質問できませんが、長くすると議長にあれなるかもしれませんが、この中で、私はなぜ調べるかと言ったのは、今まで人事院勧告を公務員の人事院でやってきたか、岩手県の人事委員会で乗ってやってきたか、全て公務員の人事院でやってきたようではなくて、ちゃんと書き物でお知らせ願えませんかと、議長、そういうことですよ、調べやすいのは。口頭では分かりません。それを、今そういうデータはないのですか、今までやってきたデータというのは。保存しないのですか、勧告。それをお知らせ願いたいと言っているのです、私は。それに対して、いや、何年かはあるけれども、あとは分からないでは、それでは答弁がないでしょう。それらを私らは参考とする資料ですよ、これは。上げたり下げたりする、本当にそういうバランスが取れて今までやってきたのかと、30年も40年もということですよ。そのところをお話をされたい。それをお示しを、もう一度していただきたい。

それから、要するに地方公務員の賃金改定によっては、これ参考ですけれどもね。

議長（佐々木雄一君）

阿部議員、続けるのはかまわないのですが、もう少し簡易にお願いします。

3 番（阿部正人君）

それで、これに条例改正を否決した全国の例があります。平泉は全然やってこないということですね、先程、人事院勧告に、これは今の町長とか今の議会どうのこうという問題ではなくて、歴史をたどって長い歴史の中でということで私、話しているのですが、これはなぜ各市町村の誤差が出ているのか、やはり各々の自治体、何か考えて条例で、やはりそれを、例えば数字を0.3ではなく0.2とか0.1とか、いろいろやはりそれらをやってこられたのではないですか。

それで全国の例を見ますと、これは沖縄県浦添市ですか、1997年には市議会が給与条例改正案を否決したため賃金改定を行えなかったと、労使交渉に基づき人事院勧告同様ということですが、1998年、宮城県山元町というのかな、これも議員提出の修正案により給与条例改正案を実施、時期が1998年10月にあったのが4月、9月、賃金改定行えなかったとか、こういう例がまだあるのですが、福島県金山町、岡山県大原町、熊本県岡原村、それから最近では東京都荒川区、そういうことありますが、そういうこともあったのですが、そのことで、平泉としては全然手付かずであったのかどうか。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに、条例改正、今までの過去の経過で、条例改正もせずに全く手を付けていなかったのかというご指摘でございましたけれども、先程も申し上げましたけれども、それぞれの年度において勧告された内容に合わせた形で平泉町におきましても条例提案をさせていただいてきたところでございます。ただ、全ての年度において同じ適用、月ですね、適用の月に合わせたような形で制定してきたかというのは、全く同じではなかったこともございましたので、それについては申し上げますけれども、現在まで国が適用してきた給料表を全て参考にさせていただきまして、条例改正をさせていただいてきたところでございますし、現在も国の給料表にならって使用させていただいているところでございます。

それから、職務の関係でございまして、そのとおりでございまして。それぞれ個々の評価もございまして、まずは経験年数に伴ってそれぞれの職員の能力もアップしてございます。その中で、まずは一般的に何年を経過すれば、高校卒業であれば5年を経過すれば主事同等クラスになるとか、大卒であれば2年目から主事同等クラス、その前の学校経験等も踏まえまして、そういう形の評価もございまして。その中で、主事とか主任とか主任主事とか主査とか主任主査という形のもののその段階を経て、経験して、経験年数並びに様々な研修を経たことによる能力アップに応じた給料表に該当させてきてございます。これについては、全国どこの市町村においても同じような考えで、同じような内容の流れになってくるかと思っております。ただ、使っている給料表については、平泉町は6級までしか使ってございませぬけれども、自治体によりましては、大きな市になれば8級まで適用しているところもございまして、7級まで適用しているところもございまして、その辺で、例えば部長とか局長という職を置いている自治体については、そういう高いクラスの給料表を適用させていただいている。そのほかに、一般的な事務

経験だけではなく、特に管理職のポストでございますけれども、それについては任命権者である町長からの指示により、このポストに就きなさいという形のものがあれば、その段階でその職に応じた級に給料表が変わっていく、6級でございますけれども、その6級に位置付けされていくというような形で、いずれ、それぞれの職員がそれぞれの能力に合った、それぞれの職務職階の給料表を適用させていただいているということでございますので、これについては、無闇な形での、全く規則がない中での適用というふうな形のことはありませんので、きちんとした規則に則った形での流れでの給与水準ということでございます。

それから、平均給与につきましては、これもまた繰返しになろうかと思っておりますけれども、すみません、先程もしかして私が答弁申し上げました給与の月額、申し訳ございません、国準抛の多分、給与月額のところを紹介してしまったということで、議員に改めてご指摘していただいたのだと思っております。平泉町の平成26年度の月額給与につきましては37万3,676円でございます。市の平均につきましては36万7,289円、町村平均は34万2,117円、岩手県については、県については39万7,746円、市町村平均については37万2,563円というデータは公表されてございます。その中で給与と給料の考え方でございます。給料については、手当等は全く関係なく、それぞれの職務職階に応じた、能力に応じたものを給料という形でお話しさせていただいておりますし、手当につきましては、例えばそれぞれの職員がそれぞれ違った部署に配属されるわけでございますけれども、その部署において、特殊事情によって平日の勤務時間7時間45分以内の中で処理ができなかった仕事については、超過勤務をして超過勤務手当等が発生するわけでございます。それらの手当、それから住居手当、通勤費に係る手当、それから単身赴任するような職員があれば単身赴任手当、それから扶養手当ですか、家族等の扶養者のための、妻とか、それから年老いた親等があればその扶養手当、子供の扶養手当というようなものが加算されまして、それが給与というものでございます。

そういうことで、そういうことの中を、それを地場に合った形で比較できないのかというご指摘でございますけれども、これも先程の繰返しになりますけれども、地場であった比較をするためには、調査機関を持たなければそれはできません。ですので、国とか岩手県のような大きな組織については、その調査機関を持てるような人的配置もできておりますし、もちろん予算もあるというような形で考えてございます。県内多くの自治体と申しますか、岩手県を除いたそれぞれの市町村につきましては、その調査する地場、本当の地場、それぞれ自治体の地場でのその給与比較をするような調査機関を持ち合わせていないと、これをつくるためには、更にプラスして一つの部署をつくらなければできないような仕事でございます。一つの課を新たにつくるということについては、それに係る費用も含めて人的配置もしなければならぬというようなことでございますので、それができないということがあって、人事院、人事委員会の勧告を参考にさせていただいて、それぞれのその毎年、毎年の給与の交渉の材料とさせていただいているというようなことが実情でございますので、是非これについてご理解をいただくような形でお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

最後になりますが、とにかく人事院勧告と県の人事委員会の勧告があるわけですが、それでその資料を示してくださいということを行っているのですから、やはりこれは出していただきます、これね。平泉の流れと、資料がほしいです、私らは。議長、どうですか、これは。だめなのか。3回目で終わりますから、それ一つでね。

それで、何で言うのかというのは、平成17年から平成26年で、マイナス、マイナス、足しますと、平成17年から平成26年まではマイナス0.38%になっているのですよ、これ足し引き算して、人事院では。岩手県人事委員会では1.14%マイナスなのですよ、足し引き算して、上がったりがったり。私、先程、くどく言いましたけれども。それで、平泉町の動向はどうなのだという事を申したのだけれども、かみ合わない。

それで、平均給与については先程訂正ありましたが、それで、平均給与37万ちょっとでしょう。その時に、3%カットというのは、やはり36万7,892円ですよ、岩手県の平均給与、市町村。それを少ないから3%、1,015円、県では1,015円、国では1,090円であります。だけれども、平泉と比べて3万いくらの差があるのですよ。ですから、私は少し見直ししてもこれは罰が当たらないのではないかと考えているのです、これは。それでも高いのでしょうか。だけれども、徐々に、私は上げてだめだとかと言っているのではないですよ。やはり徐々に、これを1,000円ずつ、ベアで3%、0.3%ずつやったら何年かかりますか、平均給与に近づくのは。今まで30年、40年も1,015円という問題、1,015円、3%上げることが問題になっていますが、これを3万円とか何かに直すためには何十年、30年、40年、100年もかかるのではないですか。だから、そういう意味でその辺のところを。

それで2%引下げということではありますが、4月1日ね、引下げの勧告ということではありますが、そういう町長の答弁もありますが、これを将来的にこういう形でやったら何年ぐらい、平均給与に近づくような目標、目標というか、そういう。

議長（佐々木雄一君）

今、資料の請求等がございましたが、議決にどうしても必要ですか。これは多分、この場では出せないと思いますので、その趣旨というか、分かった上で質問をしていただきたいと思います。

3番（阿部正人君）

出せないというのは、今、出せないなら出せないでもいいのですけれども、いや、それは結果としてやってこられたのでしょうかから、パーセントは言えないのかと思って、データとしてないのかということを行っているのですよ、そのまま右ならえ。例えば国の勧告どおりやってきたらそのとおり復習すればいいのではないですか、平成26年まで。そういう答弁はできないのかということを行っているのです、私は。そのところ1点。

それから今言った2%引下げも考えているということではありますが、今後は労使と交渉するのでしょうかけれども、これらに基づいて、やはり近づくためには相当の年数がかかるのだろうとい

うことでありますが、そういう目標についてひとつ、町長にも目標というか、今、アベノミクスでどんどん人件費については上げようとしている中で大変な面もあるのかというふうなことでありますが、その辺での決意をひとつ、もう一度お聞かせいただきたいと、その2点です。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まずは、今、議員がご質問した内容については、今度の0.3%の勧告に至る国なり県なりの官民格差、公務員格差のお話だと思ってお話ししますけれども、まず国の勧告がなされた官民格差につきましては、民間自治体、50人以上の従業員規模の民間の給与に対して調査を行ったわけでございます。対象になる企業は5万5,000社あるそうですけれども、その中で調査に答えた企業については1万3,000ぐらいというふうな形で記憶してございます。これは確かな数字ではございません。私の記憶でございます。県につきましては、総企業数がちょっと把握できておりませんが、大体400弱だったと思います、回答があったのは400弱ぐらいではなかったかと思っていますけれども、それらの企業からの回答があったと。その中でそれぞれ公務員、あとは民間の平均的な年数に対しての差ということで、岩手県についてはその公務員格差が0.27%あったということでございます。国家公務員、人事院については、官民格差が0.28%あったというふうな勧告でございます。それを総じて、その前提の給料水準を、岩手県も国もでございます。国に準ずるのが岩手県がイコールになるわけでございますけれども、国が0.3%上げた給料表の改定を行うというふうな勧告がなされたものでございます。そういう中でのその流れでございまして、それが何%だから私たちの方も何%云々の話は、またそれは別でございます。先程申し上げましたとおり、それぞれのその職務職階については、それぞれの給料表の級を適用させて、それなりに経験年数なり研修なり、様々な形での能力のアップの効果があるという職員に対して、毎年、毎年、昇級もさせているところでございます。そういう中での比較でございまして、当町独断の調査機関を持たれるということは先程のお話のとおりでございますけれども、その中での調査がしようがないというようなこともございますので、それぞれ勧告された内容のものを適用させていただいているということでございます。

それから、給与改革の今までの推移でございます。これについては国の推移の表がございしますので、このコピーはお出しできるというものでございますので、後ほどこれについてはそのコピーをお出ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

暫時休憩とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議 長（佐々木雄一君）

再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

なしと認めます。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

3 番、阿部正人議員。賛否どちらでしょうか。反対ですか。

3 番（阿部正人君）

私は反対ということであります。反対の討論をさせていただきますが、町長からの説明もいろいろありまして、いろいろ熟慮はしていますけれども、やはり否決されたということが議会軽視という、軽視という言葉があれですけれども、やはり平均給与にしてもかなり高いということもありますし、将来2%、4月1日以降、これは予測される、予測というか、これからの労使交渉だろうと思いますけれども、それを鑑みても、やはり今回は少しでも見直していただきたいということで、また、この部分2億6,000万円ぐらいですか、上げたことによる。これはこれであれば、インフラ整備も遅れているということでありますから、何か少しでも回していただければということで、反対ということでございます。

以上でございます。

議 長（佐々木雄一君）

8 番、小松代智議員。

8 番（小松代智君）

賛成の立場で申し上げます。私が賛成の立場で意見を申し上げるのは何年ぶりかと思っておりますけれども、普通、反対の討論ばかりやっているものだから、なんかちょっとごちない気がします。ただ、前回の議会においては、この給与条例案、説明不足だったということで否決になったというのは本当に残念なことではないかと思っております。その後、町長なり総務企画課長なり全員協議会等で勉強会なり、きちんとした説明を受けまして、相当の理解ができた。私も久しぶりに人事院勧告という言葉聞いたような気がします。復習をしました。

やはり町長が何回も言うように、賃金は労働組合と当局、いわゆる使用者との話し合いで決まるとというのが原則なのですね。これは全ての労働組合、労働者の賃金構成がそのようになると。要するに、会社が儲かればいくら社員に給料を高くしてやるとか、そういったような駆け引きで、いわゆる綱引きで賃金が決まるというのはもうご承知のとおりだと思います。

それで、人事院勧告というのはそういう面で、昭和23年、もらった資料によると昭和23年のマッカーサー指令によって、政府に対する勧告なのですね。政令201という有名な勧告でもって公務員の労働三権、いわゆる団結権、団体交渉権、そういったようなものが基本、争議権ですか、その三つが剥奪されたというのがマッカーサー指令、政令201というものです。それから出てきたということが人事院勧告です。これは昭和25年に地方公務員法ができて、それ以後ず

っと十何年間かは勧告なしだったのですね、人事院勧告は。その後、いろんな運動形態があって初めて勧告になって、それも10月に勧告なったり12月に勧告になって、4月にさかのぼるとい
うのはもっとずっと後の問題なのです。そういったような問題が出てきたということでありま
す。当初は全国の人事院勧告ですから、500人規模の労働者の賃金がベースになっていたと。
ところが、そういうのを田舎の方に当てはめると、全然差が出すぎて、いわゆる公務員をうんと上
げなければならないというような立場になってしまって、それは困るということで50人規模に
なったのです。その後、20年ぐらい前だと思いますけれども、50人規模の労働者の賃金が
ベースになったということでもあります。

そういったような段階で、最近においては、先程、3番議員からデータが出ましたが、マイナ
ス、ゼロないしマイナスの勧告というのがずっと続いているのです。本当に久しぶりに0.3で
も上げるという勧告が出たのではないかというように思います。そういう状態で、やはりきちん
とした給与体系を基本的に形成するには人事院勧告しかないのですよ。ラスパイレスで決めるわ
けではないですからね、給与は。人事院勧告が、人事院が調査して、今言いましたように、50
人規模のあれを、先程、総務企画課長は1万300とかと言いましたけれども、1万社くらいを対
象にして調査するというのが人事院勧告として出てきている唯一の資料なのです。これが。こ
れによって公務員は黙らせるわけですね。争議権も何もないわけですから、これでもってあ
なたたちの給料は決まるのだよというような勧告を受けるというのが筋でございます。ですから、
そういう面で、やはりこういう勧告をきちんと守って行って、チーム平泉、町長が言うようにチ
ーム平泉というのは町長だけでできるわけではなくて、職員も一緒になってできていくのであり
ますから、そういうのをきちんと決めて、そして一緒になって頑張っていくというのが筋ではな
いかと思いますので、私は賛成します。

以上です。

議 長（佐々木雄一君）

その他、反対討論ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決し
ます。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（佐々木雄一君）

起立多数。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決しました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第4、議案第2号から日程第9、議案第7号まで、補正予算案件6件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案件6件につきまして説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

議案第2号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成26年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,535万2,000円としようとするものでございます。

次に、14ページをお開きください。

議案第3号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,864万4,000円としようとするものでございます。

次に、16ページをお開きください。

議案第4号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,992万円としようとするものでございます。

次に、19ページをお開きください。

議案第5号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,900万円としようとするものでございます。

次に、22ページをお開きください。

議案第6号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億167万8,000円としようとするものでございます。

次に、25ページをお開きください。

議案第7号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。補正予定額でご説明申し上げます。支出、第1款、水道事業費用1万5,000円。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。補正予定額でご説明申し上げます。(1)職員給与費13万2,000円。

以上、提案申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(佐々木雄一君)

これで提案理由の説明を求めます。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第2号、平成26年度平泉町一般会計補正予算(第5号)については、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長(岩渕毅志君)

議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号、平成26年度平泉町一般会計補正予算(第5号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、裏のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金1,122万3,000円、これは財政調整基金の繰上げによる増額でございます。

歳入合計1,122万3,000円。

次に、議案書6ページでございます。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費14万円。

2款総務費205万7,000円、1項総務管理費144万7,000円、2項徴税費48万6,000円、3項戸籍住民基本台帳費7万6,000円、5項統計調査費4万8,000円。

3款民生費531万1,000円、1項社会福祉費439万8,000円、これには健康福祉交流館特別会計繰出金378万円の増額が含まれております。2項児童福祉費91万3,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費79万円。

6 款農林水産業費、1 項農業費 5 9 万7, 000円。

7 款商工費、1 項商工費 1 4 万1, 000円。

8 款土木費 4 7 万4, 000円、1 項土木管理費 2 0 万2, 000円、2 項道路橋梁費 7 万1, 000円、4 項都市計画費 1 3 万2, 000円、5 項住宅費 6 万9, 000円。

9 款消防費、1 項消防費 7 万9, 000円。

1 0 款教育費 163 万4, 000円、次のページをお開きください。裏のページをお開きください。1 項教育総務費 3 2 万7, 000円、2 項小学校費 2 3 万6, 000円、3 項中学校費 7, 000円、4 項幼稚園費 2 4 万6, 000円、5 項社会教育費 8 1 万8, 000円。

歳出合計 1, 122 万3, 000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 2 号、平成 2 6 年度平泉町一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議 長（佐々木雄一君）

挙手多数。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

次に、議案第 3 号、平成 2 6 年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第 2 号）について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第 3 号、平成 2 6 年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明をさせていただきます。

議案書 1 4 ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

まず、歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金378万円、一般会計からの繰入金でございます。

歳入合計378万円。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費378万円、ボイラーの熱交換器故障に伴う修繕工事費でございます。

歳出合計378万円。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

ヒーター部品交換工事費とありますが、この説明をもう少し詳しく説明してください。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

ヒーター部品交換工事費というふうの説明にございますが、中身は先程申し上げましたように、ボイラーの熱交換器が故障いたしまして、それを修繕しなければならないということでの修繕工事費となります。

それで、ちょっと経過でございますが、今年になりまして、連休明けに、朝、職員がスイッチを入れるわけなのですが、スイッチが入らなかったわけです。それで、業者等に聞いたところ、その場ではセンサーが働いてスイッチが入らなかったということだったのですが、その後、業者の方に来てもらって全て点検いたしましたら、熱交換器というのがボイラーの中に入っているのです。この熱交換器というのは、詳しく申し上げますと3系統ございまして、一つは温泉水の加温ですね、温めるものですね、それからもう一つはシャワーなどの温かいお湯のためにある、それからもう一つは床暖房というふうな形になっております。その熱交換器がボイラーの中に入っていて、ボイラーで温めた水を温泉水を循環させて温めていくと、こういう仕組みなのです。その熱交換器が壊れてしまったということです。

それで、これは14年経過して15年目に入るわけなのですが、耐用年数というか、老朽化に伴う故障ということで、点検時にはちょっと見つけられなかったようでしたが、その後、壊れてしまったということです。それで、今回、これを交換するのですが、通常あまりこういう製品というものは出ないようでして、特注になるみたいなのです。注文があってそれから製品をつくるというふうな作業をいたしますので、製品が上がってくるまで1カ月ぐらいかかります。現在も何とか、本当はボイラー自体はあまりよくないのですが、何とか3系統のうち、一番優先しなければ

ばならないのは温泉水の加温ですので、それをまず最初に温めて、あとの2系統の分についてはちょっと止めておいて、まず当座、朝準備していくというようなやり方で現在何とか支障のない、ぎりぎりぐらいのところまで運営をしているというふうな状況です。いずれ早急にこれを交換して正常な形に営業をしていきたいということで今回、提案をさせていただきました。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかにご覧いませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第3号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

次に、議案第4号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

議案書16ページをお開き願います。

議案第4号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

16ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額のため、項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料7万7,000円の増でございます。

歳入合計7万7,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費7万7,000円の増でございます。

歳出合計 7 万 7, 000 円の増でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 4 号、平成 2 6 年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

次に、議案第 5 号、平成 2 6 年度平泉町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書 1 9 ページでございます。

議案第 5 号、平成 2 6 年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明をさせていただきます。

それでは 1 9 ページの裏の第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。4 款繰入金、1 項他会計繰入金 7 万 5, 000 円。

歳入合計 7 万 5, 000 円。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費 7 万 5, 000 円。

歳出合計 7 万 5, 000 円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第5号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議 長（佐々木雄一君）

挙手多数。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

次に、議案第6号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書22ページでございます。

議案第6号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

22ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。4款繰入金、1項他会計繰入金13万1,000円。

歳入合計13万1,000円。

次に、歳出でございます。

1款水道事業費13万1,000円、1項水道管理費7万円、3項水道事業費6万1,000円。

歳出合計13万1,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第6号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議 長 (佐々木雄一君)

挙手多数。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議 長 (佐々木雄一君)

次に、議案第7号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長 (鳥畑正彦君)

議案書25ページでございます。

議案第7号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

25ページ裏の平成26年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。

款項目同額ですので、目の補正額でご説明をいたします。

支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費1万5,000円。

支出合計1万5,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 (佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第7号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議 長 (佐々木雄一君)

挙手多数。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議 長 (佐々木雄一君)

以上で本臨時会に付託された議案が議了しました。

閉会の宣言をいたします。

これをもって、平成27年第1回平泉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後1時34分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄 一

署 名 議 員 寺 崎 敏 子

同 高 橋 幸 喜